

文化財分科会における審議状況について

I. 文化財分科会の開催状況について

第79回	平成20年	2月15日(金)
第80回	〃	3月21日(金)
第81回	〃	4月18日(金)
第82回	〃	5月16日(金)
第83回	〃	6月20日(金)
第84回	〃	7月18日(金)
第85回	〃	9月26日(金)
第86回	〃	10月17日(金)
第87回	〃	11月21日(金)
第88回	〃	12月12日(金)
第89回	平成21年	1月16日(金)

II. 審議の内容について

(1) 文化財の指定等について

【資料4-2】

文化財保護法第153条の規定により、審議会の権限に属せられた事項については、文部科学大臣から諮問された文化財の指定等に関し、それぞれ文化財の類型ごとに専門調査会における調査を経て、指定、選定、登録等の答申を行い、また、文化庁長官から諮問された重要文化財、史跡等の現状変更等に関し、許可等の答申を行った。

(2) 世界遺産条約の実施に関する施策の在り方について

【資料4-3】

前々期(第6期)から引き続き、文化財分科会のもとに世界文化遺産特別委員会を設置し、世界遺産条約の実施に関する施策の在り方について調査・審議を行った。

〔世界遺産暫定一覧表記載文化資産について〕

文化庁において受け付けた、世界遺産暫定一覧表記載資産候補に関する地方からの提案32件を対象として、世界文化遺産特別委員会および

同委員会の下に設置した4つのワーキンググループにおいて調査・審議を行い、以下の5件について世界遺産暫定一覧表への記載が適当であるとの報告を行った。

- ・北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
 - ・九州・山口の近代化産業遺産群（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）
 - ・宗像・沖ノ島と関連遺産群（福岡県）
- ※金と銀の島、佐渡（新潟県）
- ※百舌鳥・古市古墳群（大阪府）

なお、この5件の文化資産のうち、3件については平成20年12月世界遺産条約関係省庁連絡会議において、世界遺産暫定一覧表への追加記載が決定しているが、残る2件（上記※印）については、今後、課題を整理した段階で同関係省庁連絡会議に諮り、世界遺産暫定一覧表に記載する予定である。

また残る27件については、現時点では、世界遺産としての顕著な普遍的価値を有する可能性が高いとまでは評価されなかったものであるが、我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産として高い価値を有すると認められるものであるため、世界遺産暫定一覧表候補の文化資産として整理した。

この他、世界文化遺産特別委員会では、

- ・「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」に関するユネスコ世界遺産委員会等の審査状況
 - ・既世界遺産暫定一覧表記載資産の推薦に向けた準備状況
 - ・「ル・コルビュジエの建築と都市計画」（国立西洋美術館（本館）が構成資産の1つ）に関する事項
- などについても随時審議を行った。

（3）ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について 【資料4-4】

前期（第7期）から引き続き、文化財分科会のもとに無形文化遺産保護条約に関する特別委員会を設置し、無形文化遺産保護条約への対応について調査審議を行った。

平成20年6月に第2回締約国会議で決定された無形文化遺産保護条約に係る運用指示書に従って、無形文化遺産保護条約「代表一覧表」への我が国からの提案について、「基本的考え方」及び「提案候補の具体的選定方法」について調査審議を行い、別紙【資料4-4②】の別表のとおり14件の候補案件を選出した。